

質問第三一号

特定利用空港・港湾の利用及び整備状況に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月七日

福島 みずほ

参議院議長 関口 昌一 殿

特定利用空港・港湾の利用及び整備状況に関する質問主意書

特定利用空港・港湾の利用及び整備状況について、以下質問する。

- 一 内閣官房が公表した「総合的な防衛体制の強化に資する取組について（公共インフラ整備）」によれば、「自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設ける。」とある。同枠組みに基づき自衛隊が利用した特定利用空港・港湾を示されたい。なお、以下の質問における「利用」は、当該資料における「利用」の意味するところによる。

- 二 内閣官房が公表した「総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備」に関するQ&A（令和七年八月二十九日更新）において、「Q12…自衛隊による訓練において、どのくらいの頻度で「特定利用空港・港湾」を利用することを想定していますか？」に対して、「A12…基本的にはそれぞれの空港・港湾につき、年数回程度を想定しています。一部の施設については、従来から自衛隊が訓練で頻繁に利用してきており、今後もこれまでと同様に利用させていただくことを想定しております」としている。

現在までの「円滑な利用に関する枠組み」に基づく自衛隊による特定利用空港・港湾の利用の内容及び

頻度について、特定利用空港・港湾ごとに示されたい。

三 統合幕僚監部が公表した「令和六年度日米共同統合演習（実動演習）「K e e n S w o r d 25」について」において、「実施場所（基準）」に「民間空港・港湾」が挙げられている。

この「民間空港・港湾」の中で、「円滑な利用に関する枠組み」に基づき自衛隊が利用した特定利用空港・港湾を示されたい。また、その利用の内容及び頻度を特定利用空港・港湾ごとに示されたい。

四 統合幕僚監部が公表した「令和七年度自衛隊統合演習（実動演習）について」において、「実施場所（基準）」に「民間空港・港湾」が挙げられている。

この「民間空港・港湾」の中で、「円滑な利用に関する枠組み」に基づき自衛隊が利用した特定利用空港・港湾を示されたい。また、その利用の内容及び頻度を特定利用空港・港湾ごとに示されたい。

五 自衛隊の施設設計に適用される要領等として、海上自衛隊の港湾施設の設計に適用される「港湾施設設計要領」、自衛隊施設等の道路施設（装軌車用を含む。）の設計に適用される「道路施設設計要領」、「飛行場基本施設等の設計要領」等がある。特定利用空港・港湾の整備及び沖縄県と北海道に所在する特定利用空港・港湾とのアクセス向上に向けた道路ネットワークの整備に当たって、これらの要領等の全部

又は一部が適用若しくは準用又は参考として参照されることはあるか示されたい。また、これらの要領等とは関係なく、特定利用空港・港湾となった空港・港湾及び道路ネットワークの整備の対象となった道路について、その設計や規格を自衛隊の利用のために変更することはあるか示されたい。

六 現在行われている特定利用空港・港湾の整備の具体的内容及びその予算額を特定利用空港・港湾ごとに示されたい。

右質問する。